

令和4年度保険料率について

1. 令和4年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.007%に据え置き
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

2. 協会けんぽの収支見込み（医療分）

（単位：億円）

		R2(2020)年度	R3(2021)年度		R4(2022)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R3年12月) (b)	R3-R2 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c)	R4-R3 (c-b)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	4,757	99,369	▲ 5	H24-R3年度保険料率：10.00% R4年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	▲ 279	12,454	▲ 7	
	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107,650	112,110	4,460	112,090	▲ 21	
支出	保険給付費	61,870	66,623	4,753	67,304	681	○R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率：9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	239	15,542	1	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	276	20,790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2,974	4,582	1,607	3,868	▲ 714	
	計	101,467	108,343	6,876	107,505	▲ 838	
単年度収支差		6,183	3,768	▲ 2,415	4,585	818	
準備金残高		40,103	43,870	3,768	48,456	4,585	

注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1. 収入の状況

収入（総額）は、令和3年度（直近見込）から20億円の減少となる見込み。主に、「保険料収入」及び「国庫補助等」がほぼ横ばいになることによるものである。

2. 支出の状況

支出（総額）は、令和3年度（直近見込）から800億円の減少となる見込み。主な要因は以下の通り。

- ①「保険給付費」について、令和4年度診療報酬改定や短時間労働者の適用拡大といった減少要因はあるものの、加入者1人当たり保険給付費の増等によって700億円増加する。
- ②「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響と相殺されること等によって、800億円減少する。
- ③「その他」について、令和3年度は、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額（令和2年度の医療給付費が、予算策定時の見込みよりも大幅に減少した（予算策定時：6.1兆円→決算：5.6兆円）ことから、実績（決算）に基づき国へ返還する額）が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなる等から、714億円減少している。

3. 収支差と準備金残高

令和4年度の「収支差」は、令和3年度（直近見込）より、800億円増加して4,600億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.54%の見込み。）

令和4年度末時点の準備金残高は4.8兆円の見込み。

3. 令和4年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率 (A)	5.18%	5.29%	医療給付に係る部分
第2号保険料率 (B)	3.91%	3.90%	現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 の他、インセンティブ制度による加算額に係る部分
インセンティブ加算分 (再掲)	0.007%	—	
第3号保険料率 (C)	0.88%	0.84%	業務経費、一般管理費、令和2年度精算分 の他、準備金積み立て等に係る部分
令和2年度精算分 (再掲)	0.03%	—	
収入等見込額相当率 (D)	0.06%	0.03%	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入の他、 栃木支部にはインセンティブ制度による減算額 に係る部分
共通	0.03%	0.03%	
インセンティブ減算分	0.03%	—	
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.90%	10.00%	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和3年度栃木支部保険料率9.87%から0.03%上がり、
令和4年度栃木支部保険料率は9.90%となりました。

令和4年度栃木支部保険料率の算定等データ（参考）

4. 令和4年度都道府県単位保険料率の算定方法

令和4年度の都道府県単位保険料率を、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{令和3年度の} \\ \text{栃木支部保険料率} &= \text{第1号保険料率} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

5. 令和4年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、令和4年度の医療給付費に①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部第1号保険料率} = \frac{\text{支部第1号経費} + \text{年齢調整} + \text{所得調整}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$130,214\text{円} \times 5,394\text{百人} \\ = 70,238\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

$$70,997\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 760\text{百万円}$$

5. 令和4年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は支部総報酬按分給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

支部総報酬按分給付費×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

$$5,251,390\text{百万円} \times \frac{1,315,809\text{百万円}}{99,357,853\text{百万円}}$$

$$= 69,545\text{百万円}$$

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$130,214\text{円} \times 5,394\text{百人}$$

$$= 70,238\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 693\text{百万円}$$

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.1783%

$$= \frac{\text{支部第1号経費 } 69,589\text{百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangle 760\text{百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangle 693\text{百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,315,809\text{百万円}}$$

6. 令和4年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度による加算額等に係る部分

○ 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、インセンティブ制度の加算額の算定に令和元年度実績の総報酬額を用いるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外

令和4年度の現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{3,874,390 \text{ 百万円} \times 1.3243\%}{1,315,809 \text{ 百万円}} = \text{全国共通 第2号保険料率 } 3.8994\%$$

② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{90 \text{ 百万円}}{1,315,809 \text{ 百万円}} = \text{インセンティブ分 第2号保険料率 } 0.0068\%$$

第2号保険料率

栃木支部
第2号保険料率

3.9063%

=

全国共通
第2号保険料率
3.8994%

+

インセンティブ分
第2号保険料率
0.0068%

7. 令和4年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、令和2年度精算分に係る部分

○ 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、令和2年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、令和2年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 令和2年度精算分以外

○ 令和4年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{837,518 \text{ 百万円} \times 1.3243\%}{1,315,809 \text{ 百万円}} = \text{全国共通第3号保険料率 } 0.8429\%$$

② 令和2年度精算分

○ 令和2年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとする)

令和2年度 栃木支部 収支差	▲422百万円
----------------------	---------

$$\frac{\text{▲422百万円}}{1,315,089 \text{ 百万円}} = \text{精算分第3号保険料率 } 0.0321\%$$

第3号保険料率

栃木支部
第3号保険料率

0.8750%

$$= \text{全国共通第3号保険料率 } 0.8429\% + \text{精算分第3号保険料率 } 0.0321\%$$

8. 令和4年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、令和2年度精算分
 の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に係る部分

○ 収入等見込額相当率の計算にあたっては、令和2年度精算分及びインセンティブ制度の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、令和2年度精算分、インセンティブ分とそれ以外とに区分けして計算する。

① 令和2年度精算分及びインセンティブ分以外

○ 令和3年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{27,513 \text{ 百万円} \times 1.3243\%}{1,315,089 \text{ 百万円}} = \frac{\text{全国共通}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0277\%$$

② 令和2年度精算分

○ 令和2年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

$$\frac{\text{令和2年度 栃木支部収支差} \quad \blacktriangle 422 \text{ 百万円}}{\text{精算分}} = \frac{\text{精算分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0\%$$

8. 令和4年度栃木支部収入等見込額相当率

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

$$\frac{413\text{百万円}}{1,315,809\text{百万円}} = \frac{\text{インセンティブ分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0314\%$$

収入等見込額相当率

栃木支部 収入等見込額相当率 0.0591%	=	全国共通 収入等見込額相当率	+	精算分 収入等見込額相当率	+	インセンティブ分 収入等見込額相当率
		0.0277%		0%		0.0314%

令和4年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和2年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和2年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和2年度的都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和4年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和4年度見込み）

項目		栃木	全国	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
加入者1人当たり医療給付費		129,012 円	130,214 円	
加入者数		5,394 百人	403,290 百人	
年齢階級別 加入者数	0～4	229 百人	18,189 百人	158,947 円
	5～9	279 百人	21,054 百人	78,508 円
	10～14	312 百人	22,409 百人	67,444 円
	15～19	329 百人	23,509 百人	58,861 円
	20～24	332 百人	26,190 百人	56,108 円
	25～29	326 百人	26,649 百人	68,662 円
	30～34	374 百人	28,474 百人	78,607 円
	35～39	440 百人	32,141 百人	84,823 円
	40～44	505 百人	36,432 百人	95,021 円
	45～49	550 百人	41,024 百人	115,131 円
	50～54	448 百人	34,635 百人	146,572 円
	55～59	400 百人	31,137 百人	185,337 円
	60～64	403 百人	28,708 百人	232,161 円
65～69	284 百人	20,065 百人	293,092 円	
70～	183 百人	12,673 百人	412,915 円	
都道府県支部別医療給付費		69,589 百万円	5,251,390 百万円	
都道府県支部別総報酬額		1,315,809 百万円	99,357,853 百万円	

○ 令和4年度保険料率の算定に使用する係数 仕訳表（令和4年度見込み）

【支出】	（百万円）
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,251,390
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	455,443
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,418,947
・前期高齢者納付金	1,340,002
・後期高齢者支援金	2,078,875
・退職者給付拠出金	61,283
・病床転換支援金	8,372
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	185,205
・一般管理費(国庫負担を除く)	83,910
・貸付金	120,144
・雑支出	72,088
・準備金積立て	458,526
*事務経費・雑支出(国)	37,669
合 計	9,963,298

【収入】	（百万円）
保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,935,785
その他収入	
・貸付金返済収入	120
・雑収入	22,736
*日雇特例被保険者保険料収入	1,155
*雑収入等(国)	3,502
合 計	9,963,298

・ * については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和4年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数 (暫定版)

保険料率10.0%以上の支部 23支部

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1

保険料率10.0%未満の支部 24支部

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
栃木 9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

○ 令和4年度都道府県単位保険料率の令和3年度からの変化 (暫定版)

令和3年度保険料率以上となった支部 29支部

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
栃木 +0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2

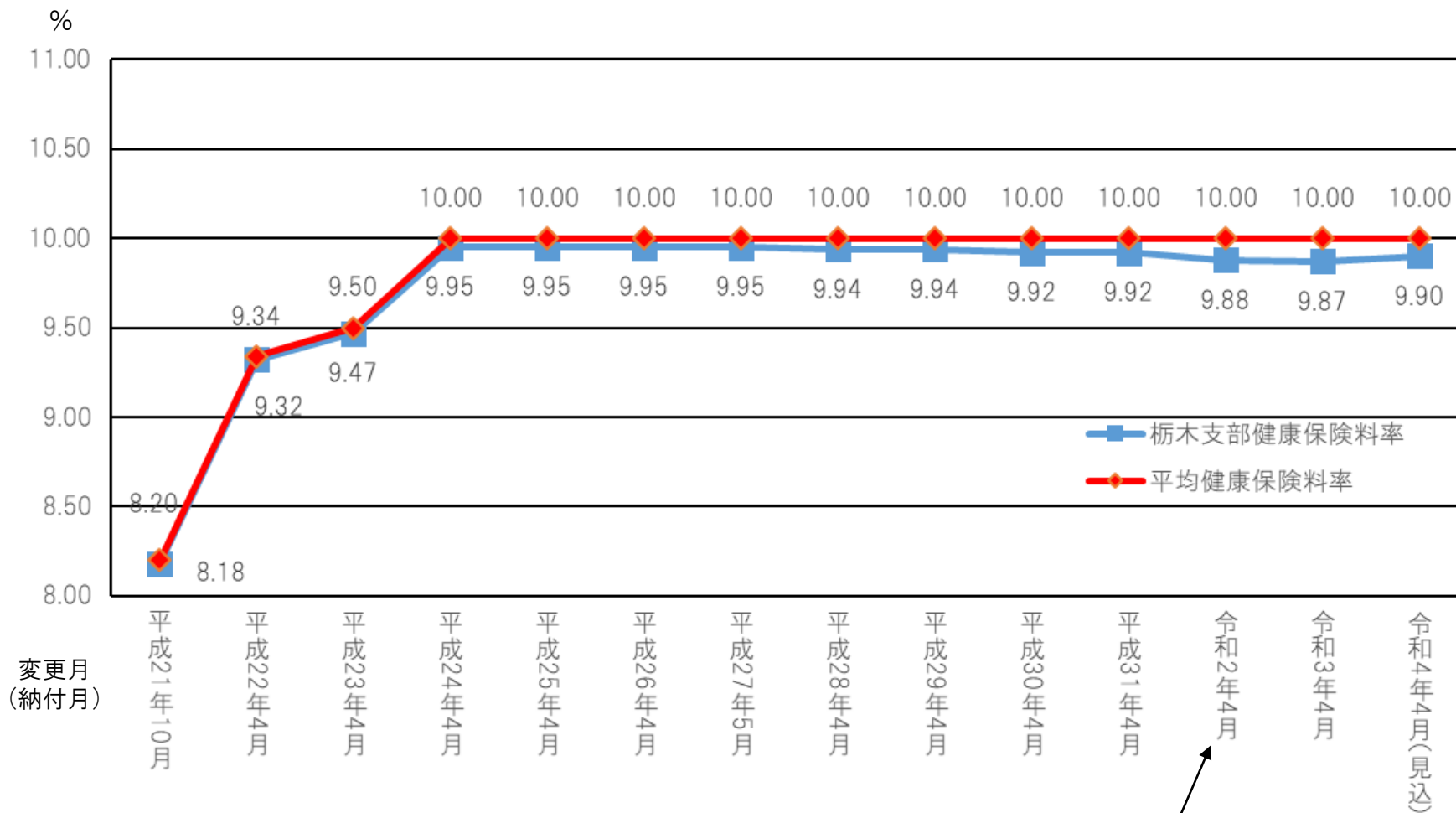
令和3年度保険料率未満となった支部 18支部

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

○ 栃木支部健康保険料率の推移

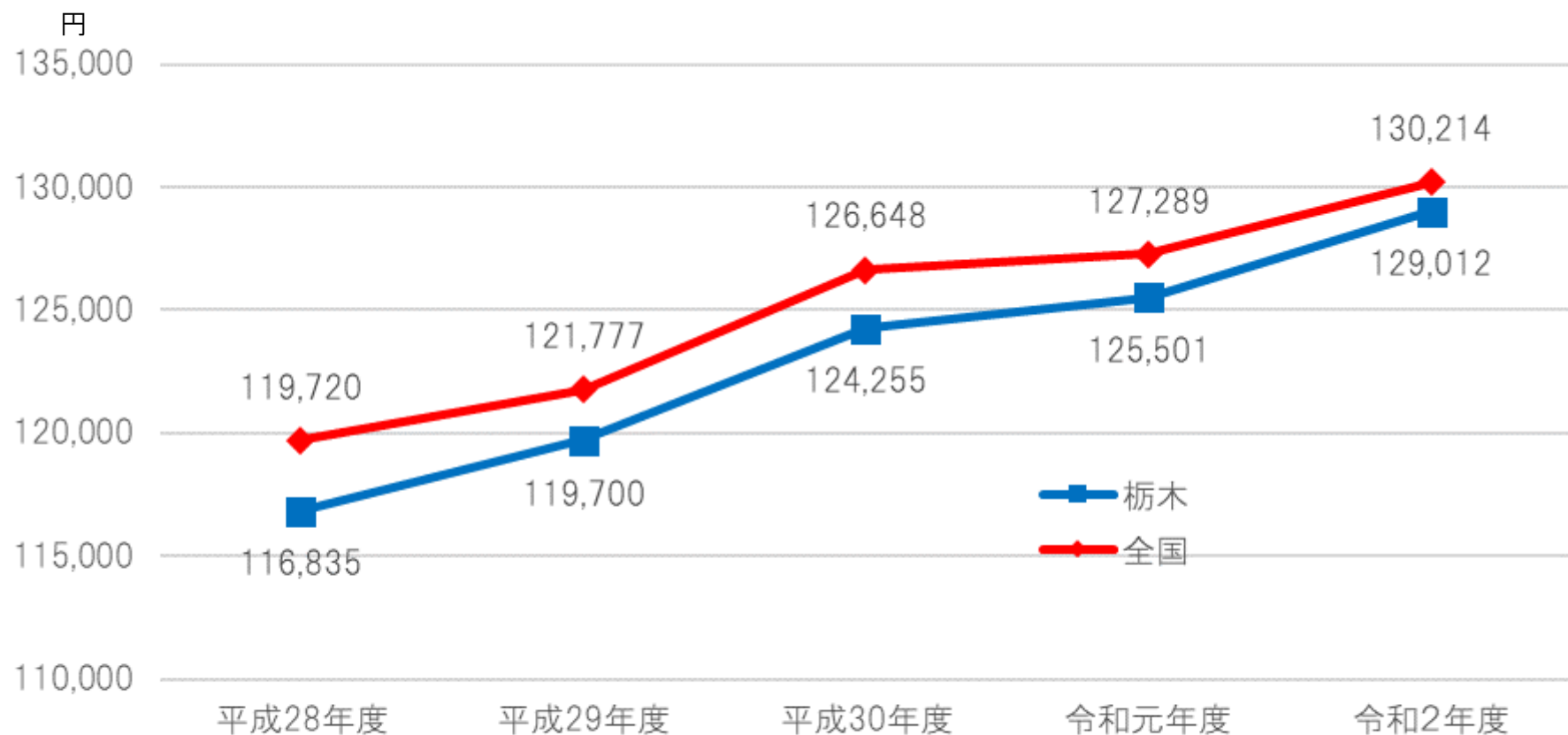


- ・平成21年10月納付分より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

・激変緩和率の終了
・インセンティブ制度開始

○ 栃木支部医療給付費の動向

一人当たり医療給付費の推移



9. 令和4年度介護保険料率（全支部共通料率）について

令和3年度介護保険料率1.80%から0.16%引き下げとなり、令和4年度介護保険料率は1.64%となりました。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分（+227億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕▲6,934 円（78,012円→71,078円）の負担減

〔月額〕▲512 円（5,760円→5,248円）の負担減

（注1）標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は令和4年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

(単位：億円)

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	-	-	1	
	その他	-	-	-	
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

11. これまでの栃木支部評議会における令和4年度保険料率における議論の内容

- 平均保険料率10%を維持するために、将来的には、抜本的な制度改革が必要であることから、今後は、盲目的に平均保険料率10%維持に固執することなく、平均保険料率の引き上げや医療費の自己負担割合の引き上げなども想定し検討していく必要がある。
- 将来的に人口が減り続け、国民皆保険制度を今よりもっと少ない人で、維持していくことが必要であることから、平均保険料率10%は今後も維持し、準備金を積み上げることが重要である。
- このまま準備金が積み上がり続けると、国庫補助率が引き下げられる懸念があるのではないか。
- 協会けんぽの財政が赤字構造である中、この先も平均保険料率10%を維持するために国庫補助率20%への引き上げを働きかけてほしい。